

令和3年度群馬県内部統制評価報告書

群馬県知事 山本一太は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

群馬県知事 山本一太は、群馬県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、群馬県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「群馬県内部統制基本方針」（令和2年3月31日、以下「基本方針」という。）を策定し、当該方針に基づき、「群馬モデル」として内部統制を推進している。

(1) 知事のリーダーシップ発揮

内部統制における最高責任者を知事とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、群馬県内部統制推進・評価会議を設置し、議長を知事としている。このことにより、知事が強いリーダーシップを発揮し、内部統制を推進している。

(2) 内部統制の対象事務

「財務に関する事務」（法定）に加え、「個人情報保護に関する事務」及び「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務」を対象とすることで、個人情報保護の適切な管理を徹底するとともに、不当な要求により県政が歪められることを強く防止している。

(3) 専門の弁護士

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士を設置し、内部統制の実効力を高めている。

また、群馬県内部統制行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、全庁に共通するリスク（共通リスク）及び対応策を整備するとともに、所属ごとに所属固有のリスク（所属個別リスク）及び対応策を整備することで、内部統制体制の整備を行う。

内部統制推進員である各所属長は、整備したリスクへ対応することで、内部統制の運用を行い、さらに、内部統制責任者である部局長が各部局の実施状況を評価の上、内部統制評価部局に報告することとしている。

令和3年度の評価対象期間においては、知事部局の全162所属が行動計画に基づき取組を実施した。

なお、内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないため、自ら限界がある。例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化などにより、有効に機能しない場合があり得る。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記の評価手続により評価を実施したところ、全庁的な内部統制においては、適切な取組がなされており、内部統制は概ね有効であると判断した。

一方、業務レベルの内部統制においては、「財務に関する事務」における運用上の重大な不備が1件、「個人情報保護に関する事務」における運用上の重大な不備が3件、計4件の重大な不備を把握したため、当該事務について内部統制は一部有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備に対しては、内部統制弁護士による聞き取り調査や改善に向けたアドバイスを受けるとともに、該当所属における再発防止に向けた対策の実施、及び全庁的な注意喚起などの対応を行った。

また、今後も同様の不備が発生することのないよう、全庁的な情報の共有や研修の実施などに取り組む。

令和4年7月19日 群馬県知事 山本 一太

令和 3 年度群馬県内部統制評価報告書【附属資料】

I 全庁的な内部統制に関する事項

1 評価結果

全庁的な内部統制について、評価基準日（令和 4 年 3 月 31 日）における整備状況及び評価対象期間における運用状況の有効性について評価を行った。

内部統制の基本的要素である「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICT への対応」について、それぞれ適切な取組がなされているため、内部統制は概ね有効であると判断した。

2 取組状況

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省公表）」で示している「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目」に基づき、内部統制の 6 つの基本的要素別に区分した「全庁的な内部統制」の取組状況は次のとおりである。

（1）統制環境

内部統制に関する基本的な考え方、目的及び方向性を定めた基本方針等により、知事の姿勢表明を行っている。知事のリーダーシップのもと、内部統制を推進する体制として、知事を議長とする内部統制推進・評価会議を開催するとともに、機会をとらえ県行政における誠実性と倫理観の重要性について、知事の考えを全庁的に共有している。

（2）リスクの評価と対応

基本方針及び行動計画等により、制度目的と方向性、リスクの識別・評価から対応までの具体的なプロセス等を明示するなど、制度の適正な運用に向けた取組が実施されている。

また、本県において重大な不備が発生した場合や、他の団体において不祥事例が発生した場合は、コンプライアンスの徹底について速やかに全庁的な注意喚起を行うなど、適切な対応策をとっている。

(3) 統制活動

行動計画に基づき全所属が実施計画書及び実施結果報告書を作成し、内部統制推進部局及び評価部局に提出したほか、整備状況や運用状況に不備があった場合は該当所属において再発防止策の検討及び措置がされており、基本方針等に沿った統制活動が行われている。

(4) 情報と伝達

各規程等を整備し、正確な情報の入手及び作成に努めるとともに、定期的な庁内連絡会議の開催や、県庁イントラネット等の環境整備などより、組織内での情報の伝達・共有に向けた取組や、入手した情報を適切に管理するための取組が実施されている。

(5) モニタリング

行動計画に基づき、各所属における業務レベルの内部統制の整備・運用状況については、中間評価及び年間評価により定期的な自己評価を行うとともに、内部統制評価部局による独立的評価を行っている。

また、必要に応じて聞き取り調査を実施する、通年で内部統制弁護士へ助言・指導を仰ぐ体制を整備するなど、日常的なモニタリングを適切に実施している。

(6) ICT への対応

県が所有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な方針及び基準を定めた「情報通信技術の利用における安全性及び信頼性の確保に関する基本要綱」（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報セキュリティ監査や情報資産目録の整備など、ICT 環境の統制に向けた取組を適切に実施している。

II 業務レベルの内部統制に関する事項

1 評価結果

評価基準日（令和4年3月31日）における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、内部統制の有効性の評価を行ったところ、運用上の「重大な不備」が4件確認されたため、内部統制は一部有効に運用されていないと判断した。

詳細は後述する「3 内部統制の整備状況」及び「4 内部統制の運用状況」のとおり。

2 取組状況

「群馬県内部統制行動計画」に基づき、内部統制推進員である各所属長が中心となり、内部統制体制の整備及び運用を行い、内部統制を実施した。

(1) 実施所属

162 所属

①本庁 73 所属

②地域機関等 89 所属

部局名	所属数	
	①本庁	②地域・専門機関
知事戦略部	6	1
総務部	10	15
地域創生部	5	6
生活こども部	5	5
健康福祉部	12	18
環境森林部	8	10
農政部	7	13
産業経済部	7	6
県土整備部	12	15
会計局	1	0
計	73	89

(2) リスク

①共通リスク：推進部局において整備した全庁に共通するリスク

②所属個別リスク：所属特有のリスクであり、各所属が必要に応じて整備したリスク

分類	①共通リスク	②所属個別リスク
財務	48	92
個人情報保護	9	41
職務に関する働きかけ	6	1
計	63	134

3 内部統制の整備状況

(1) 整備状況とは

リスク対応策が業務の中で明確に位置づけられ、職員に浸透しているか。

(2) 整備上の不備とは

- ・内部統制が存在しない
- ・規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない
- ・規定されている方針及び手続が適切に適用されていない など

(3) 不備の発生状況

評価対象期間において、6件の整備上の不備が把握されたが、全ての不備について是正措置を講じた。

把握された不備の例として、一部所属における会計年度任用職員の賃金に係る台帳の未整備や、行政財産使用許可等に係る消費税率等の取扱いの確認体制に係る不備などがあった。

なお、令和2年度の29件と比較すると、件数が大きく減少しており、各所属においてリスク対応策が業務の中で明確に位置づけられ、職員への浸透が進んでいる状況である。

① 部局別

部局名	対象リスク数			不備のあった件数		
	共通リスク	個別リスク	合計	共通リスク	個別リスク	合計
知事戦略部	337	10	347	0	0	0
総務部	1,278	75	1,353	0	0	0
地域創生部	574	2	576	0	0	0

生活こども部	540	12	552	0	0	0
健康福祉部	1,562	10	1,572	1	0	1
環境森林部	1,018	4	1,022	0	0	0
農政部	1,044	3	1,047	0	0	0
産業経済部	672	5	677	4	0	4
県土整備部	1,451	4	1,455	0	1	1
会計局	38	9	47	0	0	0
計	8,514	134	8,648	5	1	6

② 分類別

分類	不備のあった件数		
	共通リスク	所属個別リスク	合計
財務	3	1	4
個人情報保護	2	0	2
職務に関する働きかけ	0	0	0
計	5	1	6

(4) 整備上の「重大な不備」

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの。

評価基準日において、該当するものはなかった。

4 内部統制の運用状況

(1) 運用状況とは

事務ミスや法令違反等などの不祥事が発生したか否か。

(2) 運用上の不備とは

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られず、結果として不適切な事項が発生したこと。

(3) 不備の発生状況

評価対象期間において、82件の運用上の不備が発生したが、全ての不備について是正措置を講じた。

発生要因については、チェック体制（確認不足、ケアレスミス）の不備を起因とするものが最も多かった。財務に関する事務では、会計年度任用職員の報酬、通勤手当、費弁旅費等支払額の誤りで12件、次いで、源泉徴収所得税の金額誤り・徴収漏れで11件の不備が発生した。また、個人情報保護に関する事務では、メールの送受信に係るもので4件、次いでファクスの送受信に係るもので3件の不備が発生した。

なお、令和2年度の69件と比較すると、件数はやや増加している。

① 部局別

部局名	対象リスク数			不備のあった件数		
	共通リスク	個別リスク	合計	共通リスク	個別リスク	合計
知事戦略部	337	10	347	3	0	3
総務部	1,278	75	1,353	8	3	11
地域創生部	574	2	576	6	0	6
生活こども部	540	12	552	6	1	7
健康福祉部	1,562	10	1,572	17	0	17
環境森林部	1,018	4	1,022	4	0	4
農政部	1,044	3	1,047	12	0	12
産業経済部	672	5	677	5	0	5
県土整備部	1,451	4	1,455	13	1	14
会計局	38	9	47	0	3	3
計	8,514	134	8,648	74	8	82

② 分類別

分類	不備のあった件数		
	共通リスク	所属個別リスク	合計
財務	63	7	70
個人情報保護	11	1	12
職務に関する働きかけ	0	0	0
計	74	8	82

(4) 運用上の「重大な不備」

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたもの。

評価対象期間において、「財務に関する事務」で1件、「個人情報保護に関する事務」で3件、計4件の重大な不備が発生した。内容は次のとおり。

①財務に関する事務（1件）

【発生部局】 県土整備部

リスク内容	不備の内容	改善・是正
予定価格等の業者等への漏洩	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札システムを用いた指名競争入札の入札公告手続きにおいて、積算の参考図書として、本来は金額が記載されていない設計図書ファイルを添付すべきところ、誤って金額が記載された事後公表用の設計図書ファイルを添付したため、閲覧可能な状態となった。 事後公表用の設計図書ファイル閲覧した指名業者からの連絡により判明し、その後、直ちに入札公告を取り消すとともに、指名業者あて入札の中止を通知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札手続きにおける公開用設計図書の取扱いについては、通知等により注意喚起するとともに、チェックリストを活用するなど適正な取扱いに努めてきたが、更に入札公告にあたっては、<u>公開するファイルが適正であるか管理職が最終確認することとした。</u> 入札公告時に公開する設計図書ファイルと事後公表用の金額が記載された設計図書ファイルの保存先フォルダを分けることとした。 事後公表用の設計図書のファイル名は、設計金額が記載されていることが一目瞭然で分かる「事後公表（金額入）」に統一することとした。 建設企画課長及び契約検査課長の連名の通知を県土整備部各所属へ発出し、<u>改めて注意喚起と再発防止策の徹底を行った。</u>

②個人情報保護に関する事務（3件）

【発生部局】 知事戦略部

リスク内容	不備の内容	改善・是正
個人情報の漏えい・紛失等	<ul style="list-style-type: none"> 県民からの問い合わせに対し、メールにて一斉回答（回答先77名）する際、本来「Bcc」で送信すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 県民からの問い合わせに対し一斉回答する際には、複数名で回答内容、回答件数、回答先アドレス、「Bcc」送信となっている

(メールの送受信に係るもの)	ところ、「To」で送付したことにより、メールアドレスが漏洩した。	ことを目視および読み合わせにより確認した上で送信するなど、 <u>再発防止に向けチェック機能を強化した。</u>
----------------	----------------------------------	--

【発生部局】 地域創生部

リスク内容	不備の内容	改善・是正
個人情報の漏えい・紛失等 (執務室内での不注意や不適切な取扱いによるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 公文書開示手続により開示した文書 (CD-R) のデータ処理 (非開示情報のマスキング処理) に不備があり、個人情報を取得できる状態であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 交付した文書 (CD-R) を回収し、適正なものと交換した。 複数人でデータ内容を確認することとし、<u>所属内のチェックプロセスを強化した。</u> 県民活動支援・広聴課長名の通知を発出し、<u>全庁に注意喚起を行った。</u>
個人情報の漏えい・紛失等 (契約先の事業者の不適切な取扱いによるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 契約先事業者から県あてに送付すべきイベントの申込者リスト (16名分) を誤って第三者へメール送信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約先事業者へ<u>個人情報の取扱いの徹底や職員に対する指導・啓発を促し、その内容を確認した。</u> 契約先事業者は、個人情報の取扱いや在宅勤務中の注意事項を再度徹底した。また、個人情報に関する研修会を全職員対象に行った。

III 群馬県独自の取組に関する事項 (個人情報保護に関する事務を除く)

1 職務に関する働きかけに対する対応

(1) 目的

「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけ」についての記録、公表等の取扱いを整備することで、透明性が高く、県民から信頼される県政運営を推進する。

(2) 対象者（一定の公職にある者等）

- ① 国会議員
- ② 地方公共団体の議会の議員
- ③ 市町村長及び副市町村長
- ④ ①～③の秘書、親族及び支援する政治団体の役員等
- ⑤ ①～③の元職
- ⑥ 各種団体等の役員
- ⑦ 国家公務員
- ⑧ 群馬県職員であった者

(3) 対象行為

一定の公職にある者等が、職員に対し、その職務に関して行う働きかけ（口頭、電話、電子メール等による要望、意見、陳情、提言その他これらに類する行為）のうち、公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの（※）。

ただし、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、要望書、陳情書等の書面によるもの、単なる照会・資料請求は対象外。

※公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの

- ① 法令や基準等に違反すること
- ② 合理的な理由なく、特定の個人、団体、事業者等に対して有利又は不利な取扱いを要求するもの
- ③ その他公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの

(4) 内部統制制度における対応

職務に関する働きかけに対する対応を内部統制制度の取組と連動させ、内部統制弁護士へ相談できる体制を整備することで、不当な要求により県政が歪められることを防止する。

課題		対応	
①	働きかけの対応に係る制度が職員に浸透していない	内部統制制度の取組と連動	<ul style="list-style-type: none"> 働きかけを<u>内部統制</u>のリスクとして、<u>全所属が対応</u> 内部統制に関する説明会や研修会において、<u>職員へ周知徹底</u>
②	「働きかけ」の基準が明確でなく、判断が困難であり、躊躇しやすい状況	安心して判断できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 判断に迷う場合等に、<u>内部統制弁護士に相談</u>ができる体制を整備
③	どのような働きかけがあるかのデータの蓄積がない	データの蓄積・分析	<ul style="list-style-type: none"> 一定の公職にある者等からの要望・意見等の状況について、所属からの報告を取りまとめ(※) <u>全ての報告内容について、内部統制弁護士に確認</u>

※ 一定の公職にある者等からの要望・意見等の状況

- 対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 報告方法 下記対象事案について、毎月内部統制推進部局へ報告
- 対象事案 規制対象の働きかけに加え、規制の対象とはならない一般的な要望や意見等も含めて幅広く報告を求めた。
- 集計結果 要望・意見等は合計252件あり、「公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの」や、その疑いのある事例はなかった。

2 専門の弁護士を設置

(1) 目的

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士（4人）を設置し、内部統制の実効力を高める。

(2) 業務概要

- ① 内部統制の整備への助言
基本方針の改定、リスクの洗い出し、対応策の作成・見直し、全庁的な推進体制の構築
- ② 内部統制の運用への助言
リスク発生（事案発生）時における対応策、再発防止策
- ③ 内部統制の評価への助言
自己評価方法、自己評価結果、内部統制評価報告書の作成・提出・公表
- ④ 内部統制制度推進に対する参画
内部統制推進・評価会議に参加として参画、職員向け研修会の講師、働きかけへの対応に係る支援、不祥事に関する情報収集・分析
- ⑤ 市町村への支援
研修会
- ⑥ その他内部統制の整備・運用への助言

(3) 令和3年度の活動状況（主なもの）

- 内部統制の整備・運用・評価に関する助言
 - ・ 評価項目、リスク一覧、評価内容等に係る助言（通年）
- 研修会講師
 - ・ 所属長、次長、係長級向け内部統制制度オンライン研修講師（11月）
 - ・ 税外債権未収金の回収に係る講義動画における講師
- 個別事案への対応
 - ・ 個別事案に係る相談への助言、ヒアリング調査（通年）
- 働きかけ
 - ・ 「一定の公職にある者等からの要望・意見等の状況」の報告内容の確認（通年）